

主な発言趣旨は以下に載せられている通りなので、ここで要約することを要しない。おおむねは、近代ヨーロッパの個人主義、自由主義を前提として成立してきた国民国家の枠組みがそのままでは成立しえなくなっている現代において、どのようにして「個」の尊厳を守り、発展させる社会秩序を構築しうるかという問題に集約してゆくように思われた。主権国家の壁はどこまで取り除きうるのか、画一的・一元的な世界支配の力に対して弱者の尊厳はどのように守られうるのか、これからの社会においてこれを纏める何らかのシンボルが機能しうるのか、contemplatioの場所はどこで確保されるのか、communityはどのような形を取りうるのか、教会が担うべき役割は何か、そもそもそれはあるのか。多岐にわたって提出された問題はいずれも両用の見方を許すものであり、解決困難な問題である。しかし、それは今日に生きるものが直面し、その解決のために身を挺して当たらなければならない問題である。ヨーロッパ中世はこれまで画一的社会のように思われてきたが、じつは極めて多層的な世界であったのであり、そこから今日の人々は学ぶべきものをもつということを示してくれたシンポジウムであったと思う。ヨーロッパ共同体の理念と実際は何らかそこから起動してくるように思える。東アジアの伝統文化に長く担われてきたわたしたちがヨーロッパ中世哲学研究者として同じような理念を今日の世界にどのようなものとして提示しうるかが問われているのだと思う。

提 題 現代の政治哲学における主要な論点と問題点

岩 田 靖 夫

私に与えられた課題は、現代の政治哲学における主要な論点の要約と問題点の指摘である。現代の政治哲学でなにか問題となっているか、それらの問題点と中世の政治倫理思想がどう噛み合うか、あるべき政治倫理思想とはどのようなものなのか、これらの問題を討議するための素材として以下を提出したい。

1 ロールズの国家論の基本的構造

現代は文化的多元論の時代である。この多元性を一元化することはもはや歴史的現実としてできない。文化的一元論は、宗教的神政政治かイデオロギー的全体主義によってしか実現されえないが、その可能性はもはやない。すなわち、異なった宗教、善の観念、美学、人生観が、互いに他を侵害せず共存しなければならない。この思想的状況は、主として、ヨーロッパが宗教戦争の経験を通して学んだ寛容の原理、ギリシアにデモクラシーが創造されて以来、独裁者、帝王などの権力者と民衆との闘争を通して人類が流血とともに学んだ人権の原理、それに哲学的基礎を与えたもろもろの政治哲学思想、の現代における普遍的受肉である。現代は、地球的な規模で異質の文化がぶつかり合う時代に入ったが、それ故に、この異質なものの共存が決定的に重要な問題になった。

この共存の原理が正義である。国家は、思想、信仰、生き方の異なる人々から成る共同体であるから、共存の原理としての正義の実現にのみ関心をもつ。すなわち、正義とは、一言で言えば、人間が共同体を形成して協力するときの原理、つまり、自由と平等のことである。(因みに、正義以外の善の諸要素、宗教、美学、趣味、人生観などは、各人の主観に委ねられ、公的な問題にはならない。多元的文化の具体的内容は、それがあつた人々にとってどれほど価値の高いものであつても、普遍性をもたない以上、社会の共通の公理にはなりえない。だから、国家のあり方とは関係がないのである。この点で、市民を有徳にすることをもつて国家の究極目的としたアリストテレスの政治哲学から、現代の政治哲学は大きく隔たつている。(但し、現代の政治哲学においても、正義の共同体の成立は各市民が公共的理性を有することによって可能になるのであるから、市民は公共的理性という意味での倫理能力を要請されている、とは言える。) こうして、各人もしくは各民族は自分自身の善を主観としてもっとも大切に実現しなければならないが、もろもろの異なった主観が共存しうる原理として正義があり、その場が国家もしくは国際社会という共同体なのである。

以上から明らかなように、現代の国家論において共通の公理とは、自由で平等な市民という概念である。人間は、すでに自由で平等な市民なのではなくて、そういう者にならなければならないのである。自由とは自己実現の力のことである。人は、その内容がどんなものであれ、自分自身の善の観念をもち、それに基づいて自分の人生を

形成しなければならない。(この考え方は、ノジックにせよテイラーにせよ、現代の政治哲学者には共通の前提である。)しかし、この自由は他者の自由と共存しなければならない。そこから、基本的人権が自己実現の条件として要請されてくる。信仰の自由、思想の自由、言論の自由、集会の自由、結社の自由、移動の自由、国籍変更の自由、等々は、他者と共存しながら生きる人間の、その幸福である自己実現のための条件として、すなわち、「各人がかけがえのない存在」であるという意味での「人間の尊厳」の条件として、要請されるのである。これは、正義の絶対的な第一原理で、なにがあっても守り抜かなければならない。経済的状况への配慮もこの原理を上まわることではできない。たとえば、国民を食べさせてゆくためには、人権の抑圧も仕方がない、というような考えは許されないということだ。(なぜなら、人間の印は「自由」であるからである。)

平等とは、能力、財産、社会的地位などにおいて成立するものではない。人間たちが異なった存在である以上、こういうことに差異があるのは、事実であるばかりではなく、必然でもあるのである。それ故、平等とは、共同体の構成員が共同体の市民であるための条件としての公共的理性（free public reason）を最小限備えている、ということとして理解（要請）しなければならない。つまり、正義の共同体を構成するためには、市民はみな公共的理性を備えていなければならないが、それを共有しているということが、すべての市民が平等であることの意味なのである。公共的理性の内容は、自己実現のための知的倫理的能力をもつこと、換言すれば、自分自身の善を自覚し、それに基づいて自分の人生を形成しうる知性と倫理的責任能力をもつこと、同時に、自分がその中で生きる正義の共同体の構造を理解しそれを実現するために力を致す知的倫理的能力をもつことである。それは、教育によって育てられうるものであるから、教育が市民の成立にとって決定的な重要性をもつのである。

さて、しかし、このように自由な自己実現を目指す社会は、経済面においては、自由主義市場経済になるから、能力差による所得の格差が必然的に生じてくる。これを是正するのが正義の第二原理である。この社会では、能力のある者は自由にその能力を発揮できなければならない。社会主義の挫折から明らかのように、能力のある者が自由に活動できなければ、社会は活力を失い、全体として疲弊するだろう。ただし、それには条件がある。すなわち、その条件とは、能力のある者の活動は社会でもっとも恵まれていない者に最大の利益となるように機能しなければ、許容されない、とい

うものである。すなわち、能力のある人々の産みだした富は、累進課税などによって大幅に公共の目的のために吸収され、それによって社会全体がもっとも恵まれない人々を保護するような体制を作る、ということである。つまり、正義の第二原理とは、福祉国家を基礎づける原理なのである。

では、なぜ、能力のある者から富を課税という形で吸収し、これを社会的弱者の保護に回してよいのか。それは、能力が理由なく偶然に（contingent）与えられたものだから、これを私する根拠がないからである。すなわち、能力は社会の共有財産と考えるべきである。ここにロールズ哲学の核心がある。ロールズ自身は自分をキリスト教徒とは言わないが、この発想の背景にはあの『マタイによる福音書』第二〇章のブドウ園の労働者の話があるだろう。一日中働いた者にも、夕方から一時間働いた者にも同じ賃金が支払われるあの物語である。朝早くから雇われた者とは力の強い者であり、夕方になっても誰も雇ってくれなかった者とは病気とか老齢のために役に立たない者であったに違いない。この正義の二原理は、原初状態（original position）という仮定的状態の中で人々が選び取った原理であるが、原初状態とは、人々が無知のヴェールによって自分が何者であるかをまったく知らない、という状態の仮定であって、つまりは、性も人種も能力も社会的地位も自己本来のものと考えべきではない、という思想を視覚化した物語なのである。人種とか階級とかにこだわる人は、自分の存在が理由なき偶然であることを、忘れてしているのである。

以上で、ロールズの国家論の要点は素描したと思うが、この思想の問題点は、正義と善の分離である。正義とは、要するに、自由の原理と、福祉社会を作るための所得の再配分の原理のことであるが、この二つの原理だけが現代においてはあらゆる文化や思想に共通の前提でありうる、という主張に他ならない。善は、その多様性からいって、多元的文化社会の共通の基礎にはなりえない、という主張なのである。

2 ノジックの国家論の要点

ロールズの正義論の対極に位置するのがノジックの正義論である。ノジックにおいては、すべての根本原理は、絶対的な所有権である。すなわち、自分自身と世界の中の事物とに対する所有の権利である。私が同意するか、あるいは、私が他者の権利を侵害したために自分の権利を失ったのでなければ、誰も私の人格や財産に介入してはならない。自由は、端的にこの自己所有権の帰結である。政治の領域で起こるあらゆる

る紛争を解決するためには、この原理で充分である、というのがかれの思想の要点なのである。

ノジックによれば、ある者を他者のために犠牲にすること、たとえば、課税という形である者の働きを他者のための資源として利用すること、は不正である。この思想の核心にあるものは、個人には自分だけで自由に処理できる絶対的権利があり、社会福祉の考慮もこれらの諸権利を凌駕できない、という観念である。第一に、それは、人が自分の生命と自由についてもつ権利であり、所有物に対する権利である。より具体的に言うと、人は暴行、攻撃、強制、詐欺を加えられない権利をもっており、また、交換、贈与、場合によっては自然からの占有、という一定の手続きを経ることによって私有財産を確保する権利をもっている。この権利は確固たる絶対的性格をもっていて、公共の福祉のためであれ、他のいかなる理由によってであれ、覆されてはならない。

このノジックの思想の基礎にはロックの思想がある。ロックによれば、人は、自分が適当と信ずるところに従って、自分の行動を規制し、その財産と一身とを処理することができ、それについて、他人の許可も他人の意志に依存する必要もない。自然状態において人々は平等かつ独立であるが、しかし、自然法によって与えられた限界はある。自然法とは、理性の法であり、また神の法である。すなわち、われわれはみな神の被造物であるという意味で平等な存在者であり、神によって世界に送り出され、神が欲するかぎりにおいてのみ生存できる。したがって、誰も他人の生命、健康、自由、財産を傷つけてはならない。自然状態において、人々はこの制約に従うかぎり、適当と信ずるままに行動してよい。ロックはこの思想を、「人間は神の被造物である」という信仰によって基礎づけたが、ノジックはこの基礎付けを除外して自然権という内容のみを継承した。

さて、われわれは自然状態においてこういう諸権利をもつとしても、それらが尊重されるためには、法と法の執行機関による支えが必要であろう。無政府状態においては、こういう権利を形式的にもつとしても、常に殺人や奴隷化や窃盗の恐怖のもとに暮らすことになれば、権利を享受することはできないだろう。こうして、アナキーでは自然権が保証されないから、法体系を制定する立法府と、それを適用する裁判官と、それを執行する行政府の存在が要請され、ここに国家が成立する。つまり、国家は自然法によって与えられた自然権を保護するために創られたのである。ノジックは、

国家は自然状態から見えざる手によって極く自然に生成した、と言う。すなわち、自然状態においては、各人の自由と自由がぶつかり合い、正義と正義がぶつかり合い、個人的な処罰や復讐が行われるが、それではどちらが正しいかも解らないし、費用もかかる。そこで、人々は自警団の組合を創るだろう。しかし、自警団同士のぶつかり合いは、ふたたび個人同士のぶつかり合いと同じ戦国時代的狀況を生み出す一現代の国際社会がこの状況にある一であろうから、すべての自警団を統合した最大の自警団がすべての暴力を占有して、個人が暴力を行使することを禁止する。これが国家の成立である。すなわち、国家の主要な任務は治安の維持にあるのである。

ここで、ノジックの場合、正義の権原（entitlement）理論という思想が独特の国家観を生み出すことになる。その理論とは、「正しい状態から随意的な段階を踏んで生ずるものは、なんであれ正しい」、というものである。すなわち、随意性は正義の充分条件なのである。ある譲渡移転が正当なのはそれが随意的である場合であり、またその場合に限る。ここから、どのようなパターンであれ、それを強制することは、上に述べた正義を否定することになる、という帰結が出てくる。パターンとは社会の人工的な体制のことである。パターンの強制は自由を制約する。ロールズの正義論における配分の原理はこの意味でパターンの正義なのである。それは、誰かの取り分が多すぎないように、常に監視を行い、随意的な活動の結果を匡正するために、恒常的な介入を行う、ということである。ノジックの主張では、課税によるパターンの維持は人々の生活への恒常的な干渉に他ならない。勤労収入への課税は、強制労働と変わらない、とまでかれは言う。

ただし、ノジックの思想の元になっているロックにおいては、人に獲得の自由があるのは、「他の人々にも充分に、同じようにたっぷりと、大地もその果実も残されている限りにおいてである」。もし、他の人々が望めばかれらも占有できるくらいに、同種のものが充分に残されているのでなければ、人は何かを占有してはならない。ここから解るのは、ノジックの主張するような移転の随意性だけでは、移転が正当であるために充分な条件が与えられているとは言えない、ということだ。所有物に関する正義はもはや純粋にその獲得の手続きの問題ではなく、共同体における全体的な所有物の配分にも留意しなければならない問題であることが解るだろう。また、国家の役割がただ治安の維持のみに限られるとしても、この種の最少国家の維持のための税金は必要であり、この点はノジックも認めざるをえない。

ノジックの超自由主義は、経済効率よりも権利に基づいている。したがって、かれの思想は、自由主義市場経済に必ずしも結びついているわけではない。市場経済から離脱して、経済的に極めて非効率な共同体に加入することが市民の随意的な決断でありかぎり、それに反対する理由をノジックはもたないだろう。すなわち、同意した成人が自分の時間と空間において為すことは、すべてかれら自身の問題である。これが、ロールズの福祉主義的自由主義とは異なる、ノジックの超自由主義である。ノジックの考えでは、有意味な生の重要な要素は自律、理性、個人の自己実現である。重要なことは、他者の権利を侵害しないかぎり、いかなる生き方も絶対的に禁止されない、ということである。

3 共同体論者テイラーの立場

ロールズもノジックも個人から出発し、その個人の合意として国家を考えよとするが、テイラーは基本的にこのような考え方に反対し、現代の災いの元に、より大きい包括的地平を失った個人主義がある、と言う。かれは社会契約論者をアトミストと呼ぶ。アトミストとは、個人が先ず独立に存在し、かれらが自分自身だけで固有の権利をもち、そういうかれらが約束によって社会を創る、という思想の持ち主のことである。もちろん、テイラーによれば、ロールズもノジックもこのカテゴリーに入る。

ところで、テイラーによれば、権利とはなんらかの能力を前提している。或る能力の発展伸長が求められるということが権利の意味なのである。だから、能力のないところに権利はない。しかし、それなら、人権の基礎になっている人間の能力とは何であろうか。人間には、動物とも共通な感覚的能力がある。だが、これが人権の基礎にある能力とは言えないだろう。人権とは、思想、信仰、企業、結社、移動、所属などの自由であり、これらはわれわれが生まれながらに自然的に持っている能力ではなく、すべて文明化された社会の中で育成された能力を前提しているから、或る一定の社会の生き方がそれに所属する個人に人間としての権利を与えている、と考えるべきである。すなわち、思想、信仰、企業などの自由は、自由主義的民主主義の社会において始めて成立する権利であり、この社会的背景がなければ、これらの権利は想像することもできない。それ故、人間は先ず社会的動物であることによって、権利を主張しうる存在なのである。社会の先行性が権利成立の前提なのである。美術館があり、音楽会があり、大学があり、言論の自由があり、普通選挙があり、国会があり、裁判所が

あり、権力者の定期的交代があり、企業の自由があり、などなどの諸々の社会構造を土台にして人権は成立しているものであり、だから、われわれが守らなければならないのは先ずこのような社会構造なのである。「自由の価値を肯定する」ということは、このような社会に己を賭けるということに他ならない。ただ、食べてゆくだけならば、人は全体主義社会の中でも生きてゆける。しかし、それは言論の自由を慎むかぎりにおいてである。人間の生を諦める限りにおいてである。

このテイラーの考え方がアリストテレスの思想を基礎にしていることは明らかであるが、それはここでは措くとして、かれの発想の一つの動機であるロールズやノジックに対する批判は、正鵠を射ているであろうか。

おそらく、ロールズやノジックはテイラーの言うことを全部認めて、「それで」と言うだろう。テイラーは現代の価値（自由と平等）についてロールズやノジックの言うことを全部前提している。つまり、テイラーの主張には、もっとも重要な点について独創性がない。これらの価値の背後に能力があり、能力の背後に社会がある、というようなことは、言ってもよいが、それは単なる重複であって反論にはならない。第二に、かれらを個人主義者と呼ぶことは、特にロールズにとっては妥当しない。ロールズは、正義を成立させている現代における基本的な直覚観念として、「協同の公平な体系としての社会」という観念を挙げている。つまり、市民の観念のうちに「協同の公平な体系としての社会」という観念がすでに含まれているのである。ロールズ自身も、かつて、「共同体論者は私と同じ内容のことを言いながら、なぜ私を批判するのか解らない」、と言ったことがあった。第三に、ロールズやノジックには明確な国家論があるが、テイラーは批判するばかりで、どのような国家を理想とするのか具体的なことはなにも言っていない。

以上、共同体論者の立場を消極的に評価せざるをえない理由を述べたが、しかし、かれらには伝統的な考え方を甦らせて現代の危機を克服しようという激しい意欲がある。その点に最後に触れて締めくくりとしよう。

われわれが生きている世界は、人々が自分自身の生活の型を自分自身で選ぶ権利もっている、と考えている世界である。どのような信念を持つかは各人が決める。現代の自由は、われわれが古い倫理的地平から離れることによって獲得された。昔は、人々は自分自身を、神にせよ宇宙にせよ、より大きな秩序の一部分と見ていた。現代の自由はこれらの秩序から離脱することから生じた。かつては、これらの秩序が世界

と社会生活に意味を與えていた。これらの秩序の信用失墜が「世界の非魔術化」と呼ばれる出来事である。

しかし、より大きな社会的宇宙的地平を失うことによって、人はなにか重要なものを失ったのではないか。人々はもはやより高い目的についての感覚をもたず、そのために死ぬるなにものかについての感覚をもっていない。われわれは情熱を欠いている。キルケゴールは現代を情熱の欠如の時代と見た。ニーチェの末人はこの没落の最低辺にいる人間である。かれは「小さな幸福」の他には人生になんの希望ももっていない。人々は個人の生の小さな満足に専心し、それによって、より広い視野を失い、人生を平板化し、狭隘化し、その意味を貧弱にしたのである。

現代に蔓延している価値に関する主観主義においては、事物はそれ自身で意味をもつのではなく、人々がそれを有意味と思うから、意味をもつことになる。あたかも、人々が決断によって、あるいは、ただそう思うことによって、何が有意味であるかを決めうるかのようだ。しかし、だれかがある思いを抱くことは、その人の思いを尊重する十分な根拠にはならない。なぜなら、人の思いは、なにが有意味であるかを決定できないからである。すべての人の思いを真理とするプロタゴラスの立場は、プラトンの言うように、自分自身の反駁に到らざるをえないだろう。相対主義では、すべての選択は等しく価値がある。なぜなら、それらは自由に選ばれたからであり、価値を与えるのは選択という働きであるからだ。しかし、それなら、選択された事柄自体にはなんの価値もないのである。

だが、ある選択が他の選択よりもよりそれ自体として意味があるのでなければ、自己選択という観念自体が些末なこと、不整合なことへと落ち込んでしまうだろう。昼飯にカレーライスを食べるかラーメンを食べるかは、どちらを選択したところで大した意味はない。理想であるはずの自己選択が意味をもつのは、ただ、あることが他のことよりも重要であり、それ自体として意味があるからである。別様に言えば、私は、ただ、私の自己同一性を、つまり、本来の自己を、重要な事柄を背景にしてのみ規定することができるのである。歴史的状況、自然の要請、隣人たちの必要、市民の義務、神の召命、なにかこのような自分を超越するものが決定的に問題になるような世界の中でのみ、私は自分自身のために些末ではない自己同一性を規定できる。本来性は、このような要求を前提にして、成立するのである。

以上から言えることは、人々が異なった生き方を選ぶという事実の容認が、かれら

を平等にするわけではない、ということだ。かれらが、たまたま異なる性、人種、宗教、文化のうちに自分自身を発見する、という事実も、かれらを平等にはしない。差異の存在は、それだけでは、等しい価値の根拠にはなりえない。もしも、男と女が平等であるならば、それは、かれらが異なっているからではなくて、性の差異を超えて同一の価値ある性質をもつからであり、その価値が共通であるからである。自己同一性を平等として承認するためには、われわれはなにか価値の尺度を共有しなければならないのである。テイラーは現代が文化的多元性の時代であることを容認しながらも、なお、ロールズやノジックの主張するような、善の観念の主観性或いは相対性を克服しようとしているのである。

基礎文献

- J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard UP. 1971.
 J. Rawls, *Political Liberalism*, Columbia UP. 1993.
 R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Harper Torchbooks, 1974.
 R. Nozick, *Philosophical Explanation*, Harvard UP. 1981.
 C. Taylor, *The Ethics of Authenticity*, Harvard UP. 1991.
 C. Taylor, *Sources of the Self*, Harvard UP. 1989.

提題

中世政治思想から何を学ぶか

稲垣 良典

1 今回のシンポジウムで清水哲郎教授と私にふりあてられた課題は、基調提題者である岩田靖夫教授が現代の政治哲学における三つの代表的な理論（ロールズ、ノジック、テイラーの正義、国家、共同体理論）の分析を通じて明確化された、現代のわれわれ自身が直面している社会・政治理論の問題にたいして、中世哲学を学ぶ者として、あるいはむしろ中世の哲学に親しみつつ現代において自ら哲学する者として応答することである。私自身、ロールズの正義理論については、ロールズがまだ理論的模索を行っていた時期から親しんでおり¹⁾、ノジックやテイラーも或る程度関心をもつ